

法律相談援助の資力基準簡素化について（趣旨説明）

1 簡素化の趣旨

- (1) 現行の資力基準は、代理援助等への適用を前提としているため複雑になっており、法律相談を求める利用者に対し、その確認に長時間を要することから利用者にとって過度な負担となっている。
- (2) 法律相談援助の資力基準を簡素化して、利用者のアクセスを改善すれば、法的ニーズをより適切に充足できるとともに、紛争の早期解決及び紛争解決に要する社会的コストの低減にも資する。

現行規定では、法律相談援助に適用される資力基準と、代理援助及び書類作成援助に適用される基準とは、同一の基準となっている（業務方法書第15条、第9条第1号）。

(1) 利用者にとっての過度の負担

法律相談援助の場合、資力基準に合致しているかどうかの確認は、電話で行う場合が多いところ、現行の資力基準は相当程度複雑なものとなっていることから、これに合致しているかどうかの確認を厳密に行うことにはかなりの困難が伴い、利用者への手続き的な負担が大きい。

※ コールセンターにおける電話での資力基準確認作業（試行）の結果、現行の資力基準を厳格に適用した場合、その基準の説明と適否の判断に30分弱もの時間を要した。

(2) 利用者へのアクセス困難等

複雑な資力基準は、法律相談援助制度の周知・広報を困難にしている面がある。法律相談援助制度について紹介するパンフレット類にも、資力基準のすべての項目を説明することができない実情にあり、自治体等の相談窓口においても、その説明に困難を感じているとの指摘がある。このように、複雑な資力基準は、利用者の法律相談援助に対するアクセス障害であり、また法律相談援助利用促進のための周知・広報活動の障害ともなっている。

法律相談は、紛争の早期解決の端緒ともなり、紛争解決に要する社会的コストの低減に資する機能を有しているとされていることからしても、その資力基準を簡素化してアクセス障害を取り除き、広く法律相談援助が利用される環境の整備が必要である。

2 簡素化の方法

- ・ 現行の資力基準から、結果に余り大きな影響を与えない項目などを省略することにより、簡素化を図る。
- ・ 収入面では、家族から家計への貢献を考慮しないこととする。医療費及び教育費等を収入から控除する規定は省略しない。
- ・ 資産面では、現預金のみを考慮し、それ以外の資産を考慮しないこととする。

簡素化は、複雑な資力基準の判断項目の一部を省略することによって、資力基準への適合性判断の事務手続を容易かつ迅速にし、もって利用者にとって迅速な援助を受けさせることを目的とするものであるから、資産に関する項目のように、確認に時間を要する割に適用事例の僅少な項目などを簡素化することとしたものである。

具体的には、収入につき家族による家計への貢献を考慮しないこと、及び資産につき現預金以外の資産を考慮しないことのほか別表の通りである。なお、簡素化により法律相談援助の対象者が拡大するとしても、その影響は僅少であると推定される。

法律相談援助の資力基準簡素化(別表)

大項目	中項目	小項目	根拠規定	法律相談援助の資力基準として残すか否か	
収入等	収入額	申込者の手取り収入	資力基準第1の1の一	○	
		配偶者の手取り収入	資力基準第1の1の一	○	
	基準額	家族の人数	細則7条1項	○	
		算収要素加	家族からの家計への貢献	資力基準第1の1の二	×
	収入減額要素	みなし食費収入	細則7条3項	×	
		保険金	資力基準第3の1	×	
		家族が事件の相手方である場合	資力基準第1の3	△	
		医療費	資力基準第1の3	○	
		教育費	資力基準第1の3	○	
		職業上やむを得ない出費	資力基準第1の3	○	
		その他の負担	資力基準第1の3	○	
	基準額増額要素	家賃・住宅ローン加算	資力基準第1の2	○	
		みなし家賃	細則7条4項	×	
		居住地が一級地か	資力基準第1の4	○	
		仕送りの特例	細則7条6項	×	
		単身赴任の特例	細則7条7項	×	
	資産	資産	申込者の現預金	細則8条	○
			配偶者の現預金	細則8条	○
			申込者の有価証券等	細則8条	×
			配偶者の有価証券等	細則8条	×
生命保険の解約返戻金額			細則8条	×	
生命保険の金額・内容と医療費等の備え			細則8条	×	
自宅又は農地以外の不動産			資力基準第2の2	×	
不動産の売却困難性			細則8条	×	
不動産の時価			細則8条	×	
抵当権の被担保債権残額			細則8条	×	
動産(生活に必要な者を除く)の有無			細則8条	×	
動産の時価			細則8条	×	
要資産減額		資産が係争物件である場合	資力基準第2の1	×	
		配偶者が紛争の相手方である場合	資力基準第2の3	△	
その他	将来の医療費、教育費、冠婚葬祭費等のための備蓄として相当な額か	細則8条	×		
	弁護士費用が特に多額で、他に費用調達の方法がない	資力基準第3の2	×		
		申込者が未成年者で、かつ同居する親の扶養家族	細則7条5項	○	

○:引き続き、資力基準とする。
 ×:簡素化する。
 △:一部簡素化する。